

求人の公開方法が変わります

ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と「ハローワークインターネットサービス」が一本化されます。

これにより、**ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）でもインターネット上でも、同じ求人情報が公開されるようになります。**（ハローワークに来所しない求職者に対しても、ハローワーク内と同じ求人情報を公開できるようになります。）

- * 求人票もインターネット上で公開されます。
- * 画像情報もインターネット上で公開されます。
- * 求人受理後に公開されるタイミングは、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）とハローワークインターネットサービスは同時になります。

次表のとおり、求人情報・事業所名等の公開方法が変わりますので、公開範囲の設定に当たってご留意ください。

<求人情報・事業所名等の公開範囲>

公開範囲（公開区分）	現在	2020年1月6日以降
1 <u>すべての求職者に、事業所名等※を含む求人情報を公開する</u>	ハローワークインターネットサービス上には、求人票のうち労働条件など主な情報が公開されています。 （ハローワーク内に設置されたパソコン（検索用端末）では求人票に掲載されるすべての情報が公開されています。）	ハローワークインターネットサービス上には、ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）と同じ求人情報が公開されます。 事業所名や所在地だけでなく、新求人票に掲載されるすべての情報（ 担当者氏名を含む ）や 画像情報 、PR情報が公開されます。
2 <u>ハローワークに登録している求職者に限定して、事業所名等※を含む求人情報を公開する</u> （求職者以外には事業所名等※を含まない求人情報を提供する）		
3 <u>事業所名等※を含まない求人情報を公開する</u>		ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）でもインターネット上でも事業所名等※は公開されません。
4 求人情報を公開しない	ハローワークインターネットサービス上では求人情報は公開されていません。 （ハローワーク内に設置されたパソコン（検索用端末）では、求人票に掲載されるすべての情報が公開されています。）	ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）でもインターネット上でも求人情報は公開されません。 （ハローワーク窓口での情報提供となります。）

※求人情報における「事業所名等」について

- ・「事業所名等を含む求人情報」とは、事業所名をはじめとする以下の情報（「事業所名等」）を含む求人情報を指します。
- ・「事業所名等を含まない求人情報」とは、事業所名をはじめとする以下の情報（「事業所名等」）を含まない求人情報を指します。

【現在】 事業所名、代表者名、法人番号、所在地、担当者の電話番号・FAX番号、備考

【2020年1月6日～】 事業所名、事業所番号、所在地、ホームページ、労働者派遣事業許可番号、就業場所の住所（市区町村名まで公開）・地図・最寄り駅、設立年、資本金、会社の特長、役職・代表者名、法人番号、選考場所の住所・地図・最寄り駅、応募書類の郵送先住所、担当者の課係名・氏名・電話番号・FAX番号・Eメール、支店・営業所・工場等、年商、主要取引先、関連会社、画像情報

◆◆参考◆◆

公開範囲1：すべての求職者に、事業所名等を含む求人情報を公開する

- ★ハローワークに登録している求職者をはじめ、より多くの人材からの応募が期待できます。
- ★ハローワークに登録している求職者以外から問い合わせがくる可能性があります。

公開範囲2：ハローワークの求職者に限定して、事業所名等を含む求人情報を公開する。

- ★事業所名等を確認できるのはハローワークの求職者に限られるため、公開範囲1に比べ応募者数が少なくなる可能性があります。

（留意事項）

- ・求人公開範囲は、いつでも変更できます。
- ・ハローワークインターネットサービスに掲載される求人情報については、一定のルール内（出所を明記する、情報を常に最新のものとす等）で転載が可能であるため、求人情報サイトで二次利用される可能性があります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク